

財政事情説明書の公表について

地方自治法第243条の3及び財政事情説明書の作成及び公表に関する条例第2条の規定に基づき、財政事情説明書を別紙のとおり公表する。

その財政事情説明書は、令和5年12月1日から6か月間、総務部財務室財政課において一般の閲覧に供する。

令和5年12月1日

恵庭市長 原 田

